

2005年11月21日
株式会社 大和総研
ストック・オプション・プロジェクト

企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」
及び

企業会計基準適用指針公開草案第14号

「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」へのコメント

・会計処理編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

・公正価値(公正な評価単価)算定編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ

・会計処理編

1.基準の適用対象(会計基準公開草案第11号第3項等)

既存株主の持株割合に応じてストック・オプションを割り当てる場合は、会計基準(案)、適用指針(案)の対象外である旨を明らかにしてはどうか。

実務では、既存株主に対して保有株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てた例がある。このようなものは報酬でも、財貨又はサービスの取得の対価でも無く、会計基準(案)、適用指針(案)の対象外であると思われる。

2.費用の配分期間(適用指針公開草案第14号第17項、18項、51項、55項、57項等)

以下の場合、付与時に費用計上する旨を明示してはどうか

- ・権利行使可能日前に自己都合で退職しても、権利行使可能なストック・オプション
- ・譲渡制限の無いストック・オプションや自社株式オプション

これらのストック・オプションや自社株式オプションは、勤務期間に関係なく権利行使や、譲渡による換金が可能であり、付与時に権利が確定したものと考えることができる。

3.段階的に権利行使可能なストック・オプション(適用指針公開草案第14号第20項、第59項及び設例3-6)

公開草案では、段階的に権利行使可能なストック・オプションは、権利行使期間が異なるごとに分けて会計処理することを原則としつつ、付与した単位でまとめて、最後

に到来する権利行使期間開始日までの期間にわたり配分計算することも認めている。このうち、後者の方法については、設例 3 - 6 の会計処理と、適用指針（案）第 59 項の記述内容が一致していない。

設例 3 - 6 の会計処理では、権利行使期間が異なるごとにわけて会計処理しても付与した単位でまとめて会計処理しても、勤務期間にわたって計上する費用の総額は同じになる。しかし、適用指針(案)第 59 項の公正な評価単価の平均値を用いる方法では、計上する費用総額が、原則的な方法と異なる結果になる。

費用総額が異なる結果となる会計処理を認めることは問題があり、適用指針(案)第 59 項の記述を、設例 3 - 6 の会計処理に合わせた記述に改めるべきである。

段階的ストック・オプションについては、権利行使期間が異なるごとに分けて会計処理する原則的な会計処理方法と付与した単位でまとめて会計処理する方法とで、費用計上総額は変わらないことを前提にしているものと思われる。設例 3 - 6 の会計処理例でもそのような説明がなされている。

しかし適用指針案第 59 項では、付与した単位でまとめて計算する場合には、ストック・オプションの公正な評価単価の平均値を用いることとしている。この方法では、費用計上の総額は、原則的な会計処理方法の費用計上総額と異なる結果になる。

設例 3 - 6 に基づいて説明する。この例において、費用総額を加重平均単価を用いて算出した場合、費用総額は、下記に示すとおり、設例 3 - 6 と異なる数値になる。(この場合の加重平均単価は、付与時点の退職見込みに基づいて算出する。最終的な費用計上総額に基づけば、費用総額が原則的処理に基づく場合と一致するよう、加重平均単価を算出できる。しかし、最終的な費用計上総額は、退職者数が確定した後に事後的に確定するものであり、付与時点では算出できない。したがって、費用総額を付与時点で算出することは不可能である)。

設例 3 - 6 の費用総額は、91,168,000 円

$$\begin{aligned} \text{加重平均単価} &= \{ (75 \text{ 名} - 7 \text{ 名}) \times 8000 \text{ 円} \times 160 \text{ 個} \times 50\% + (75 \text{ 名} - 9 \text{ 名}) \times 8400 \text{ 円} \times \\ &\quad 160 \text{ 個} \times 50\% \} \div \{ (75 \text{ 名} - 7 \text{ 名}) \times 160 \text{ 個} \times 50\% + (75 \text{ 名} - 9 \text{ 名}) \times 160 \\ &\quad \text{個} \times 50\% \} \\ &= 8197.0149 \cdots \text{円} \end{aligned}$$

この加重平均単価を用いると

$$\text{費用総額} = (75 \text{ 名} - 6 \text{ 名}) \times 8197.0149 \cdots \text{円} \times 160 \text{ 個} = 90,495,045 \text{ 円}$$

最終的な費用総額が、原則的な処理と異なる会計処理を認めることは問題であり、適用指針(案)第 59 項の記述を、設例 3 - 6 に合わせて修正すべきである。

4.権利不行使による失効時の会計処理（会計基準公開草案第 11 号第 10 項、40 項～44 項）

ストック・オプションが権利不行使により失効した場合、戻入益を計上すべきではない。

公開草案では、ストック・オプションが権利行使されず失効した場合に利益に戻し入れる会計処理を採用している。その理由として、ストック・オプションが行使されず失効した場合、企業は株式を時価以下で引き渡す義務を免れることになり、その時点で振り返れば、企業は無償でサービスの提供を受けて、それを消費したと考えることができることを挙げている。

しかし、このような解釈に対しては疑問がある。企業は権利確定時点までのサービスの提供の対価としてストック・オプションを付与しているわけであり、サービスの提供に対する義務はストック・オプションの付与により既に履行されている。無償でサービスの提供を受けるわけではない。権利確定後の付与対象者の立場は一般の投資家と同様であり、仮に権利行使されなかったとしてもそれは投資の結果に過ぎず、付与した企業がそれによって利益を受けるわけではない。

企業の株式はその企業自身にとって経済的資源ではない。自己株式は資産に計上されず資本の控除項目とされていることからその点は明らかである。ストック・オプションの付与により企業が株式を時価以下で発行する又は引き渡す義務が生じたとしても、その履行により企業の経済的な資源が引き渡されるわけではない。同様に、権利失効した場合に、企業が株式を時価以下で発行する又は引き渡す義務から解放されたと考えても、それによって企業に経済的便益が発生するわけではなく、「利益」を計上する理由が無い。

ストック・オプションについては、本来は、反対給付であるサービスの提供がなされた時点で資本としても確定していると考えることができる。したがって、権利失効時には資本剰余金に振り替える会計処理が望まれる。

5.未公開企業における取扱い（会計基準公開草案第 11 号第 17 項(5)、52～54 項）

未公開企業の場合は、少なくとも、会計基準案第 17 項（5）の注記（各期末の本源的価値による合計額及び各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日の本源的価値の注記）は維持すべきである。

会社が役職員等に付与するストック・オプションについての投資家の関心事は、そのス

ストック・オプションが、付与を受けた役職員等により会社に提供された役務に比して、過大なものでないかどうかという点であると思われる。特に、エンロン事件以降、役員への大量のストック・オプション付与が批判されてきている現状において、このような情報の重要性は高まっている。

「各期末時点の本源的価値」や「期中に権利行使されたストック・オプションの本源的価値の合計額」は、ストック・オプションの価値そのものを示す情報ではない。しかし、このような情報を提供することで、投資家はストック・オプションを付与した会社の実績と、付与を受けた役職員が享受する利益とを比較し、ストック・オプションが過大に付与されていないかどうかを判断するための材料とすることができるものと思われる。

6.注記

(1)ストック・オプションの内容の注記

適用指針(案)の第 27 項、28 項の注記は、親会社（開示企業）が子会社・関連会社の従業員等に付与したストック・オプションや、子会社・関連会社が付与したストック・オプション（重要性が乏しいものを除く）も対象となる旨を明らかにすべきである。

(2)複数の契約を集約して記載する方法

複数の契約を記載する場合について、複数の契約を集約して注記するためには、適用指針案 29 項(2)、30 項の要件は最低限満たすべきものと思われる。

(3)注記例の公正な評価単価の見積もり方法

注記例の「使用した評価技法」は、二項モデルを例示する方が望ましい。

(1)ストック・オプションの内容の注記（適用指針公開草案第 14 号第 27 項、28 項及び参考(注記例)）

参考(注記例)では、適用指針（案）の第 27 項、第 28 項の開示について、親会社（開示企業）が自社の従業員等に付与した場合を例として挙げているが、以下の場合も注記の対象となる旨を明らかにすべきである。

親会社が子会社・関連会社の従業員等に付与したストック・オプション
子会社・関連会社が自社の従業員等に付与したストック・オプション

コスト・ベネフィットの観点から、については、重要性が乏しいものは注記を省略することも考えられるが、原則は開示対象とすべきである。

(2)複数の契約を集約して記載する方法（適用指針公開草案第 14 号第 29 項(2)、30 項及び参考(注記例)）

注記で開示される情報は、利用者がストック・オプションの内容を分析できるレベルのものでなければ意味が無い。したがって、複数の契約を集約して開示できるのは、集約

しても利用者がストック・オプションの内容を誤解なく分析できる場合に限定すべきであり、要件は厳しくすることが望まれる。

集約して開示する場合、単価情報は単純平均では役に立たない。適用指針案 30 項に示すように加重平均値を用いるべきである。

(3)注記例の公正な評価単価の見積もり方法（参考(注記例)）

ストック・オプションは、権利行使期間中はいつでも権利行使できるアメリカン・タイプが中心である。アメリカン・タイプに適した算定方法は離散時間型モデル（二項モデル等）あり、この方法の方が、複雑な条件設定にも対応できる。米国基準でも国際会計基準でも、離散時間型モデル（二項モデル等）を重視している。

したがって、注記例としてより妥当な公正な評価単価の見積もり方法を示すのであれば、ブラック・ショールズ式ではなく、二項モデル等の離散時間型モデルを示すべきと思われる。

．公正価値(公正な評価単価)算定編

1.権利確定条件、業績条件、株価条件について

「株価条件」は、「業績条件」であり、同時に「権利確定条件」と解釈してよいのか。もしそうであるなら、そのことを明記すべきではないか。そうした場合には、株価条件とそうでないものとの区別をするべきである。例えば、国際会計基準では、「performance condition」を「market-based performance condition」と「non-market-based condition」とに分けている。

基準(案)2(3)

「・・・当該権利の確定についての条件（以下、「権利確定条件」という。）には、勤務条件や業績条件がある。」

基準(案)2(12)

「「業績条件」とは、ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、一定の業績の達成又は不達成に基づく条件をいう。」

基準(案)48

「・・・このうち、業績条件の中には、株価を条件とするもののように、・・・」

2. 株価条件について

基準(案)7(2)と基準(案)48によると、株価条件は、失効数と単価の両方の見積りに考慮されないことになる。しかし、合理的な算定技法(基準(案)7(2))のひとつであるオプション評価モデルを利用すれば、株価条件も考慮できる。ストック・オプションの公正な評価算定(基準(案)5)という観点から、株価条件は、ストック・オプションの評価に考慮すべきではないのか。

基準(案)7(2)

「・・・株式オプションの合理的な価格も見積りに広く受け入れている算定技法を利用することとなる。・・・失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。」

基準案 48

「・・・業績条件の中には、株価を条件とするもののように、一般に、権利不確定による失効数を見積ることができないものが含まれている。」

基準(案)5

「ストック・オプションを付与し、企業がこれに応じて財務諸表上で計上するサービスの取得価格は、付与されたストック・オプションの公正な評価額に基づいて算定する。・・・」

3. 予想残存期間について

連続時間型モデルを利用する際に、合理的な予想残存期間の見積りが困難な場合の措置として、「算定時点から権利行使期間の半ばまで」(適用指針(案)50)としている。しかし、実際に権利行使が行われる時期あるいは実績としての残存期間の持つ意味は、権利行使のタイミングであり、そのタイミングは、基本的には、株価と権利行使価格との関係で決まると考えられる。従って、「平均値としての」予想残存期間を適用することの合理性は乏しいのではないか。このように事前に残存期間を合理的に見積ることができない場合には、連続時間型モデルを利用するのではなく、離散時間型モデルを使用すべきではないのか(基準(案)42)。

適用指針(案)50

「・・・実際に(予想残存期間の)合理的な見積もりが困難である場合が考えられることから、このような場合には、付与したストック・オプションが権利行使期間中に一様に分散的に行使されるものと仮定し、平均値としての予想残存期間を算定時点から権利行使期間の半ばまでの期間とみる推定することとし

た・・・」

基準(案)42

「・・・離散時間型モデルの算定技法を用いる場合には、・・・ストック・オプションの予想残存期間は、このような算定過程において、見積られていることになる。」

4.失効数の見積もりについて

被付与者全員が対象となる業績条件等がある場合、その条件が達成されるか否かの二者択一として判断するというのは、その判断をする際に、主観的な要素が大きくなるのではないか。むしろ、当該条件の生起確率を基に、失効数を見積る方がよいのではないか。

5.欠損・不足情報がある場合の参照先に関して

ストック・オプションの価値評価をする際に必要な情報が不足あるいは不在であり、また、それを補うために参照可能な情報が国内にない場合は、国外の情報の参照も認めるべきではないか。理由は、次の通りである。日本は、ストック・オプションの歴史が比較的に浅く、また、事例の蓄積が多くないために、費用計上開始の初期段階では、実際にストック・オプションの価値評価をする際に、情報の参照先を国内に限定してしまうと十分な情報を得ることができないケースが想定される。このような時、例えば、先行国である米国のデータを参照することで、欠損・不足した情報を補うことできれば、ストック・オプションの特性や条件をより反映した評価が可能となるものと考えられる。

6.ストック・オプションの実例と問題

下記のストック・オプションの算定は、離散時間型モデルでは対応できるが、連続時間型モデルでの対応は困難であると考えられる。

不連続段階行使型 パリジャン・ノック・アウト型

不連続段階行使型

連続時間型モデルを使って算定する際、合理的に予想残存期間を見積ることが出来ない場合の予想残存期間の見積り方法はどうか。

例：西友

権利行使期間 10年

執行役の地位喪失日の翌日から行使可。ただし、在任中であっても、3年目と5年目の各々1年間はそれぞれ25%を上限に権利行使可。また、前述に係わらず、最終年の1年間のみは、未行使のもの全て権利行使可。

パリジャン・ノック・アウト型

例：東海観光

株価が権利行使価格の 1/2 を 1 年間下回った場合、無償償却となる。